

2024年度（令和6年度）包括外部監査に基づく措置等の状況

テーマ「公有財産の管理運用に関する財務事務の執行について」

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※				措置等 内容	所管課	公表日
			指 摘	意 見	措 置 済	措 置 中・ 予 定	検 討 中	措 置 し な い			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38			
1	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 公共施設の総延床面積の縮減目標 (3)① 公共施設の総床面積の縮減状況 【指摘】公共施設の総延床面積の縮減(P.18)	公共施設の総延床面積について30年間で20%縮減するという目標を設定した2016年度（平成28年度）から2022年度（令和4年度）の増減率は0.34%であり全く減少していない。公共施設の総延床面積を縮減するだけでなく、施設の更新に要するコストや維持管理コストを縮減する観点からも、公共施設の総床面積を段階的に縮減していくべきである。	●		○				公共施設の総延床面積の縮減については、施設の統廃合や再配置、既に集約・複合化された旧施設の売却処分等について、計画に則って進めており、引き続き適切に取り組んでいく。	資産活用課	2025/9/26
2	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 公共施設の総延床面積の縮減目標 (3)② 公共施設の総床面積について、現状の市の取組の方針 【意見】具体的で定量的な取組の設定(P.18)	公共施設（ハコモノ）の再整備における数値目標である、総延床面積を30年間で20%縮減するという定量的な目標に対し、既に集約・複合化された旧施設の売却処分等の加速化に向けた、より具体的で定量的な取組を設定することが望ましい。		●	○				定量的な取組をすることは困難であるが、2025年度（令和7年度）から旧施設の売却処分等を促進するため、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会による売払媒介業務等の拡充や、マイナス入札制度の導入などに取り組んでいる。	資産活用課	2025/9/26
3	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)① インフラ施設のトータルコストの縮減状況 【指摘】インフラ施設のトータルコスト縮減目標(P.20)	インフラ施設のトータルコストの縮減目標については、目標設定の根拠が公表資料からは判断できず不明確である。「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」における市が保有するインフラ施設のうち、上下水道施設のみでインフラ施設のトータルコストの縮減状況として報告するのであれば、そのことをインフラ施設のトータルコストの目標の設定時に明確にしなければならない。	●			○			（措置予定）次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に、情報の更新を行う。	資産活用課	2025/9/26
4	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)① インフラ施設のトータルコストの縮減状況 【指摘】橋梁のコスト削減効果(P.21)	橋梁については長寿命化修繕計画を策定し、中長期的な予測をするとともに、計画的に補修を行う予防保全型の維持管理を進め、施設の長寿命化を図っている。中長期的な予測に基づくコスト削減効果により、インフラ施設のトータルコストの縮減目標を設定するべきである。	●			○			（措置予定）次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に、法定点検施設等について目標設定の見直しを行う。	資産活用課 道路整備課	2026/9/29
5	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)① インフラ施設のトータルコストの縮減状況 【指摘】橋梁に関する状況報告の省略(P.21)	インフラ施設のトータルコストを30年間で4,100億円縮減する目標は、上下水道施設と橋梁の理論的なコスト削減効果の合計額により設定した。しかしながら、インフラ施設のトータルコストの縮減状況の実績の報告において、橋梁に関する状況報告が省略されていることは問題であり、是正する必要がある。	●			○			2025年（令和7年）2月12日の公共施設再構築特別委員会において、インフラ施設のトータルコストの縮減状況の実績について報告を行い、金額の内訳を明示するとともに、道路施設としての橋梁の状況報告についても報告を行った。	資産活用課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
6	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)① インフラ施設のトータルコストの縮減状況 【指摘】道路維持修繕計画に基づく取組 (P. 22)	●			○				(措置予定) 次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に、目標設定の見直しを行う。	資産活用課	2026/9/29	
7	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)② 上下水道施設のトータルコストの縮減の計算 【指摘】上下水道施設のトータルコストの縮減の計算 (P. 29)	●					○		インフラ施設の再整備における数値目標である30年間の経費縮減効果額4,100億円のうち、上下水道施設のトータルコストの縮減額については、2015年（平成27年）11月に策定した「上下水道事業のアセットマネジメント（資産管理）」において算出した既存施設の更新需要の試算をベースとしており、同試算は耐用年数で更新する場合と使用年数基準で更新する場合を比較して縮減額を算出している。 公営企業においては、経営状況を的確に把握するために発生主義により経理処理を行っており、耐用年数を使用して算出した減価償却費を支出の一部として当年度の損益を計算していることから、耐用年数は資産管理上の重要な基準である。 また、上下水道施設の更新に当たっては、水需要の減少に応じたダウンサイジングは考慮するものの、市民生活や社会経済活動を支えるライフラインである上下水道施設の特性上、規模の縮小は見込みにくいことや原材料価格や労務単価の上昇に伴う工事費の増などから、単純な事業費減を見込むことが困難であることを踏まえ、理論値とはいえ耐用年数と使用年数基準を比較して縮減額を算出することに一定の合理性はあるものと考ええる。 しかし、トータルコストを30年間で4,100億円縮減するという数値目標は、理論値により縮減効果を大きく見せていると受け止められる可能性もあることから、2026年度（令和8年度）に「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」を時点修正する際に、他のインフラ施設と併せて、より効果的な指標を検討していく予定である。	財務経営課	2025/9/26	
8	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)③ トータルコスト縮減額に対する必要なフィードバック 【指摘】トータルコスト縮減額に対する必要なフィードバック (P. 31)	●					○		(措置予定) 次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に、目標設定の見直しを行う。	資産活用課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
9	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 市保有の主な公共施設の一覧 ③① 市保有の主な公共施設の一覧の更新 【指摘】市保有の主な公共施設の一覧の更新 (P. 33)	公共施設は多くの住民が利用し、公共施設の経過年数及び用途区分別の施設一覧について関心を持っていると考えられる。市保有の主な公共施設の一覧について、毎年更新を行う必要はないと考えるが、「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」の改定のタイミング等で適正に最新の状況に更新すべきである。	●			○				（措置予定）次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に、情報の更新を行う。	資産活用課	2025/9/26	
10	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 今後の取組に係る推進体制 ③① 市民アンケートの実施 【意見】市民アンケートの実施 (P. 35)	まちの課題や方向性については、市民の理解を得ながら検討を進めることが望ましく、その手法として市民アンケートの実施は有効であると考えられる。「福山市公共施設サービス再構築検討委員会」において、市民の意見を聴く中でニーズや必要とされる機能などを的確に把握することを意図しているのであれば、地域や関係団体からの聞き取りだけでなく、市民アンケートにより全市的な意見を聴取することについても検討することが望ましい。	●				○			「福山市公共施設サービス再構築検討委員会」は、公共施設等の再整備を促進し、最適な公共サービスの提供を実現することなどを目的に設置している。公共施設の再構築を進めるには、市民の理解が重要であり、現行でも地域等の意見を伺いながら進めており、一定の取組ができています。 「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」の次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）には、より充実するため、市民の意見を広く取り入れることができる手法を検討する。	資産活用課	2025/9/26	
11	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 今後の取組に係る推進体制 ③② 外部委員による評価 【意見】外部委員による進行状況評価 (P. 37)	公共施設の再整備及びインフラ施設のトータルコストの縮減は、今後30年間の長期的な目標であり、外部委員による進行状況評価により、学識経験者や民間事業者などの視点も取り入れることについて検討することが望ましい。	●		○					公共施設の再整備及びインフラ施設のトータルコスト縮減の進行状況は、公共施設サービス再構築検討委員会において評価を行っている。進行状況については、公共施設再構築特別委員会での報告も実施している。また、公共施設サービス再構築検討委員会は、必要に応じて外部有識者に会議への出席、意見の聴取をすることも可能としている。	資産活用課	2025/9/26	
12	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 適正な受益者負担 ③① 使用料の定期的な改定 【指摘】使用料の定期的な改定 (P. 39)	「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」及び「使用料等に関する基本方針」に従い、運営コストや利用者など運営状況を的確に把握し、公平かつ適正な負担の視点からの定期的な使用料の改定を行うべきである。	●				○			2026年度（令和8年度）において、受益者負担割合が「使用料等に関する基本方針」に基づく基準と著しく乖離している施設に対し、使用料改定の指示を行うこととしている。施設の利用実態等を踏まえ改定を検討していく。	財政課	2026/9/29	
13	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 適正な受益者負担 ③② 基本方針に従って算定された使用料の適用 【意見】基本方針に従って算定された使用料の適用 (P. 39)	基本方針に従って算定された使用料が近隣の市町や市内の類似施設の使用料等大きく乖離する場合がある。特段の事情がない場合は、基本方針に従って算定された使用料を段階的に適用することが望ましいと考える。	●				○			2026年度（令和8年度）において、受益者負担割合が「使用料等に関する基本方針」に基づく基準と著しく乖離している施設に対し、使用料改定の指示を行うこととしている。施設の利用実態等を踏まえ改定を検討していく。	財政課	2026/9/29	
14	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 適正な受益者負担 ③③ 原価の対象範囲の明確化 【指摘】原価の対象範囲の明確化 (P. 39)	職員の退職金を人件費に含めずに原価計算を行うのであれば、「使用料等に関する基本方針」において、職員の退職金を原価に含まない経費として明確にするべきである。	●				○			2026年度（令和8年度）中に、他市町の状況を踏まえ、退職金の取扱いを検討していく。	財政課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38			
15	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 適正な受益者負担 ③④ 市外利用者割増使用料の設定 【意見】市外利用者割増料金の設定（P. 40）		●			○		2026年度（令和8年度）中に、他市町の状況を踏まえ、使用料の設定の在り方を検討していく。	財政課	2026/9/29
16	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 適正な受益者負担 ③⑤ 「使用料等に関する基本方針」の公開 【意見】「使用料等に関する基本方針」の公開（P. 40）		●	○				2025年度（令和7年度）末に「使用料等に関する基本方針」を市のホームページに公開した。	財政課	2026/9/29
17	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 施設情報の集約 ③① 固定資産台帳の整備 【指摘】固定資産台帳の整備（P. 42）		●	○				2025年度（令和7年度）、国の経営・財務マネジメント強化事業を活用しながら、一元化された固定資産台帳に係る課題解消を実施した。整理された固定資産台帳について、資産活用課ホームページにて対外的に公表している。	資産活用課	2026/9/29
18	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 施設情報の集約 ③② 資本的支出及び修繕費（費用処理）の判定 【指摘】資本的支出及び修繕費（費用処理）の判定（P. 45）		●	○				本市では2024年（令和6年）4月から、総務省より示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」のとおり本市で区分基準（修繕費支弁基準）を定めた要綱を策定し、事務処理を行っている。 また、委託先の法人において判定に疑義が生じたものについては、要綱に基づき作成したヒアリングシートを用い、市として検証し、固定資産台帳の整備を行っている。	資産活用課	2026/9/29
19	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 施設情報の集約 ③③ 公共施設マネジメントシステムの基礎データ 【指摘】公共施設マネジメントシステムの基礎データ（P. 47）		●			○		（措置中）2025年度（令和7年度）から3か年かけて実施する、「地方公会計財務書類作成・固定資産台帳更新及び施設情報一元化業務」において基礎データを整理する。	資産活用課	2025/9/26
20	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 PPP/PFI等の活用 ③① PPP/PFI推進 【意見】PPP/PFI推進（P. 49）		●	○				福山市公民連携事業推進プラットフォームや国の支援制度を活用する中で、従来手法にとらわれることなく、PPP/PFIといった官民連携手法を含めた選択肢の中から、事業ごとに最適な手法を選択するよう努めている。	資産活用課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等 内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
21	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 PPP/PFI等の活用 ③② 「福山市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」改正の公表 【意見】「福山市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」改正の公表 (P. 49)		●	○					「福山市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」については、最新の情報を資産活用課ホームページにおいて公表しており、今後、方針の改定があった場合も、同ページにおいて適切に情報の更新を行う。	資産活用課	2025/4/30	
22	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 9 広域連携 ③① 公共施設の広域利用の推進 【意見】公共施設の広域利用の推進 (P. 52)		●	○					公共施設の広域利用については、備後圏域市町と個別の案件ごとに施設特性や市民ニーズを踏まえ検討を行っているところである。引き続き、連携を進めていく。	資産活用課	2025/9/26	
23	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 包括施設管理業務委託 ③① 包括施設管理業務委託の導入 【意見】包括施設管理業務委託の導入 (P. 54)		●		○				（措置予定）「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」5-1において、今後の取組に係る推進体制として、アウトソーシングについて記載しているところである。 次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）には、包括施設管理業務委託の導入状況等について記載する。	資産活用課	2026/9/29	
24	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 包括施設管理業務委託 ③② 適正な公募型プロポーザルの実施 【指摘】適正な公募型プロポーザルの実施 (P. 55)		●		○				2025年（令和7年）2月5日に議事録を作成した。今後実施するプロポーザルについても、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に則り、評価の過程を書面で記録する。	資産活用課	2025/4/30	
25	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 包括施設管理業務委託 ③③ 資産活用課の業務内容 【指摘】資産活用課の業務内容 (P. 56)		●		○				2025年（令和7年）3月19日にホームページにおける業務内容について、修正を行った。	資産活用課	2025/4/30	
26	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 長寿命化計画 ③① 各施設の長寿命化方針・計画の策定状況 【指摘】各施設の長寿命化方針・計画の策定状況 (P. 60)		●		○				2025年度（令和7年度）に策定した「福山市個別施設計画の策定及び更新に関するガイドライン」において各施設の個別施設計画について、毎年度最新の情報を反映した計画へ更新し、一元的に集約する仕組みとした。	資産活用課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
			113	74	115	20	19	38					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。												
27	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 長寿命化計画 (3)② 長寿命化計画と長寿命化の方針の考え方 【意見】長寿命化計画と長寿命化の方針の考え方(P. 61)	一般公共建築物も含め、各計画に共通する事項や整合を図るべき事項を定めることが望ましい。		●	○						「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」6-1において、共通の方針について記載しているところ。また、計画に記載すべき事項については、2025年度（令和7年度）に策定した「福山市個別施設計画の策定及び更新に関するガイドライン」において整理した。	資産活用課	2026/9/29
28	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 長寿命化計画 (3)③ 営繕業務の長寿命化改修計画 【意見】営繕業務の長寿命化改修計画(P. 62)	営繕業務の長寿命化改修計画について、営繕課としての基本的な考え方、長寿命化の計画の目的や計画の位置付け、他の長寿命化計画との整合性等を明確にする必要がある。そのためにも、個別施設の長寿命化計画を策定することが望ましい。		●	○						2025年度（令和7年度）に策定した「福山市個別施設計画の策定及び更新に関するガイドライン」において、各施設における長寿命化の方針を、個別施設計画に記載するよう整理した。	資産活用課 営繕課	2026/9/29
29	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 長寿命化計画 (3)④ 物価上昇が建設工事費に与える影響 【意見】物価上昇が建設工事費に与える影響(P. 63)	「長寿命化対象施設の費用試算」では、建築物価建築費指数に加え、建設工事費デフレーターの数値も参考にし、さまざまな視点から物価上昇の影響を考慮することが望ましい。		●	○						2026年度（令和8年度）の長寿命化対象施設の費用試算は、建築物価建築費指数に加え、建設工事費デフレーターの数値も参考にし、物価上昇の影響を考慮することとした。	営繕課 設備課	2025/9/26
30	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 11 長寿命化計画 ⑤ 長寿命化計画について、市のホームページへの公表 【意見】長寿命化計画について、市のホームページへの公表(P. 64)	長寿命化計画については、ステークホルダーとの合意形成の過程等を踏まえつつ、一定の基準を設定した上で、原則市のホームページ等での公表により「見える化」を実施し、市民への情報提供を積極的に行い、計画内容のより一層の充実を促進するべきである。		●	○						（措置予定）「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」6-2において施設類型ごとに長寿命化の方針を記載しているところである。記載内容の統一や、一部記載がない施設の記載については、次回時点修正時（2026年度（令和8年度）に予定）に記載する。	資産活用課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
31	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)① 福山市耐震改修促進計画 【意見】方針が定まっていない建築物(P. 67)	「今後の方針検討中」と「予定なし」の状況の建築物は、今後の方針がいまだに定まっていない。所管課においては、令和12年度末に耐震化率概ね100%の目標達成に向けて、早期に方針を決定する必要がある。	●						旧産業会館については、2026年（令和8年）1月に公共施設サービス再構築検討委員会を開催し、保管している物品等を集約する北本庄キャンパス整備事業の完了後、当該物品等を移転した上で、売却を基本として整理を進めることとした。	産業振興課	2026/9/29		
									（措置予定）福山市障害者体育センターについては、2025年（令和7年）12月に策定した「福山市スポーツ施設再整備計画」に基づき耐震診断を実施しており、診断結果に応じて耐震改修等を行うこととしている。	スポーツ振興課	2026/9/29		
									（福祉総務課） 駅家福祉センターについては、現在、北部市民大学としての用途のみとなっており、大学の他施設への移転も含め検討中である。 （多様性社会推進課） 2026年度（令和8年度）に人権交流センターの諸室利用状況、周辺の公共施設の利用状況の調査と方向性の検討に当たり想定される改修工事や機能移転などのコスト比較を行い、2027年度（令和9年度）中に今後の方針を決定する。 （まちづくり推進課） 新市交流館については、2026年度（令和8年度）中に再整備に向けた方針を決定する。 西交流館本庄コミュニティセンターについては、2026年度（令和8年度）中に集約先の交流館の耐震調査を実施し対応方針を検討していく。	福祉総務課 多様性社会推進課 まちづくり推進課	2026/9/29		
									旧神辺中央コミュニティセンターについては、処分に向けて、公的団体が使用している隣接土地の所管課と従前から協議を進めている。	神辺市民サービス課 産業振興課	2025/9/26		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
32	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)① 福山市耐震改修促進計画 【指摘】解体時期が定まっていない 長期間休止中の老朽施設（P. 68）	長期間休止中の老朽施設が存在しており、所管課においては、早期に解体時期を定め、実行に移していく必要がある。	●		○				西部清掃工場は、2024年度（令和6年度）に休止したため、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）までの間で、計画的に解体工事を行うこととしている。	環境施設課	2025/9/26		
									（措置中）西多治米保育所の旧園舎については、現在行政目的での活用意向を調査している。2026年度（令和8年度）中の調査完了に向けて引き続き取り組み、できるだけ早期に今後の方針を決定する。	保育施設課	2026/9/29		
									福山市立千年小学校校舎の解体工事については、2025年（令和7年）10月に着手し、2026年（令和8年）10月に完了する予定である。	施設課	2025/9/26		
33	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)② 全庁照会時の様式の標準化 【意見】全庁照会時の様式の標準化（P. 68）	今後全庁照会を実施する際は、事前に考え方を整理し、様式の標準化等により効果的かつ効率的に行うべきである。	●		○				全庁的な照会では、統一的な考え方や様式に基づいて実施することとした。	資産活用課	2025/9/26		
34	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)③ 全庁照会時の体制整備 【指摘】全庁照会時の体制整備（P. 69）	所管する施設について、各所管課が耐震状況を適切に把握し、全庁照会時には漏れなく報告する仕組みは重要であり、全庁照会時の体制整備を行う必要がある。	●		○				全庁照会時に漏れなく報告するため、様式の統一化や調査対象施設のリスト化などを実施した。	資産活用課	2025/9/26		
35	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)④ 耐震診断の対象構造 【指摘】耐震診断の対象構造（P. 70）	耐震診断は、RC造（鉄筋コンクリート造）のみを対象とするのではなく、S造（鉄骨造）及びSRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）についても対象とすべきである。また、耐震診断を実施しない場合には、その合理的な理由を記録として残すべきである。	●		○				（措置中）旧耐震基準の交流館を対象に、築年数、地域等を勘案し、2026年度（令和8年度）9館の耐震診断を実施している。	まちづくり推進課	2026/9/29		
36	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 12 耐震化 (2)⑤ 市有施設の早期耐震化 【意見】市有施設の早期耐震化（P. 71）	現状では、市は旧耐震基準の建物のうち、耐震診断が未実施の施設や耐震性がない施設を依然として利用していたり、貸し出したりしている場合がある。大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況にあるなか、今後も利用する市有施設の耐震化を早期に実施する必要がある。	●		○				（措置中）市有建築物の耐震化等については、各所管課において適切に進める。また、地域等に貸し出している旧耐震基準の施設については、返還等に向けて各所管課で協議を進めている。	資産活用課	2026/9/29		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
37	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 個別の要綱が制定されている普通財産 ③① 遊休施設の利用状況把握 【指摘】遊休施設の利用状況把握（P. 72）		●		○				2025年度（令和7年度）の利用状況の提出を受け確認した。施設については、「遊休施設の利活用等実施方針」の貸付基準に基づき、2025年度（令和7年度）に処分することを決定し、現在、地元と今後の利用について話し合いを行っているところである。	多様性社会推進課	2026/9/29	
38	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 13 個別の要綱が制定されている普通財産 ③② 利用目的変更に伴う要綱の変更 【指摘】利用目的変更に伴う要綱の変更（P. 73）		●			○			（措置予定）要綱の改正未実施。 2026年度（令和8年度）の契約更新時に耐震性がないことについて借受者に説明し、居室としての利用の禁止について依頼した。しかし、利用実態があるため、引き続き理解を求めていく。	多様性社会推進課	2026/9/29	
39	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 14 公有財産の利用状況把握 ②① 利用低迷の判断基準 【意見】利用低迷の判断基準（P. 74）		●					○	公共施設の利用低迷については、利用形態等が施設ごとに異なるため、一律の基準設定は困難である。需要に対する施設の評価として、施設が活用されているかの視点で、利用者数や稼働時間などから算出する利用率や稼働率での判断を行う。	資産活用課	2025/9/26	
40	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 14 公有財産の利用状況把握 ②② 市全体としての利用状況把握 【意見】市全体としての利用状況把握（P. 75）		●		○				財産管理に関する既存のシステムの機能を活用し、情報を一元的に把握できる仕組みを既に構築している。	資産活用課	2025/9/26	
41	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 15 遊休財産 ②① 「公共施設サービス再構築検討委員会」に漏れなく協議がなされるための体制 【意見】「公共施設サービス再構築検討委員会」に漏れなく協議がなされるための体制（P. 76）		●		○				公共施設サービス検討委員会への協議に漏れがなくなるよう、2024年度（令和6年度）から運用ルールを作成し、遊休財産の利活用に伴う協議・報告対象や開催時期などを明確化した。 また、年4回の委員会の開催日ごとに、遊休財産について庁内掲示板で周知しており、遊休財産が漏れなく協議ができる体制を強化した。	資産活用課	2025/4/30	
42	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 15 遊休財産 ②② 「遊休施設の利活用等実施方針」の早期着手 【指摘】「遊休施設の利活用等実施方針」の早期着手（P. 77）		●		○				「遊休施設の利活用等実施方針」に基づき、2026年度（令和8年度）には耐震性の無い遊休施設を貸し付けている団体との返還等に向けた個別協議に着手した。	資産活用課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
43	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 15 遊休財産 (2)③ 遊休財産を適切に整理・把握 【指摘】遊休財産を適切に整理・把握（P. 78）	「総延床面積を30年間で20%縮減する。」という目標達成に向けて、遊休財産を適切に整理・把握し、売却や処分等を早期に進める必要がある。	●		○					現在、施設所管課に対し定期的な照会を通じて遊休財産を適正に把握している。また、遊休財産の処分の促進を図るため、売払媒介業務やマイナス入札といった手法も活用するなど、より効果的な財産処分に取り組んでいる。	資産活用課	2025/9/26	
44	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)① 条例で定めることなく福山市普通財産（不動産）貸付要領へ委任 【指摘】条例で定めることなく福山市普通財産（不動産）貸付要領へ委任（P. 79）	土地又は建物を使用許可する場合の使用料は、地方自治法第228条の規定通り、条例で定めなければならない。個別施設の設置管理条例を定めている場合を除き、土地及び建物等の行政財産を使用する場合の使用料の額をそのつど市長が定めることとし、行政財産を使用する場合の使用料の額を条例で定めることなく福山市普通財産（不動産）貸付要領へ委任することは見直しの余地があると考ええる。	●					○		2026年度（令和8年度）中に、行政財産の使用料の額の算定について、例規等で規定する方法を含め検討する。	資産活用課	2026/9/29	
45	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)② 社会福祉法人が行う授産商品の販売 【指摘】社会福祉法人が行う授産商品の販売（P. 81）	社会福祉法人が行う授産商品の販売に関して、行政財産目的外使用許可事務取扱要領の減免の規定に該当する場合は、徴収した使用料を返還しなければならない。また、同様の事例が過去に発生していないかを調査する必要がある。	●						○	社会福祉法人が行う授産商品の販売については、行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき、適正に使用料を徴収している。	松永市民サービス課	2025/9/26	
46	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【指摘】市の行政に著しく貢献する団体（P. 83）	現状、市の行政に著しく貢献する団体として使用料を免除する扱いの対象は、「市立保育所の法人移管」を受けた社会福祉法人と社会福祉協議会のみであり、それ以外の社会福祉法人は市の行政に著しく貢献する団体としての対象ではない。社会福祉法人に対する行政財産の使用許可について、使用料の免除の考え方を整理し、公平性を確保するべきである。	●						○	使用料免除の可否については、適正に判断していると考えており、減免可能な事例については、引き続き適正な運用となるよう、関係課への周知等を図っていく。	資産活用課 福祉総務課	2025/9/26	
47	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【指摘】判断基準の明確化（P. 85）	保育施設の所管課は、担当する職員等によって判断が異なり、不公平な使用料徴収とならないよう、行政財産の使用料の徴収や免除に関する判断基準を明確にするべきである。	●		○					使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、整理した。	保育施設課	2025/4/30	
48	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【意見】認可外保育施設を運営する株式会社等の営利法人（P. 85）	今後、全ての保育施設を「市の行政に著しく貢献する団体」として考える場合、認可外保育施設を運営する株式会社等の営利法人も対象となるのかどうかを整理するべきである。	●		○					使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、整理した。 また、株式会社が運営している場合でも、申請内容によって減免に該当する場合はある。	保育施設課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
49	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【意見】保育所と幼稚園(P. 86)		●	○				使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、教育委員会施設課と共有した。	保育施設課	2025/4/30		
50	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【意見】児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉(P. 87)		●	○				全ての保育施設が免除対象になるわけではなく、法人移管によるものの一部や施設に非のない事情によるものの一部が免除となることを整理して取扱基準を作成した。今後も本基準を参照し、他の社会福祉法人の使用料の決定に当たっては、適切に判断していく。	保育施設課 高齢者支援課 障がい福祉課 福祉総務課	2025/9/26		
51	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可 【指摘】自己都合による使用目的(P. 87)	●			○			（措置中）現行の免除については、法人との土地の使用に係る契約を踏まえたものである。 2025年度（令和7年度）に法人と今後の本用地の取扱いについて協議を行い、譲渡に向けて課題を整理していくこととした。	高齢者支援課	2026/9/29		
52	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】使用料の支払い者について(P. 88)	●		○				2025年度（令和7年度）以降は、使用者から使用料を徴収することとした。	都市計画課	2025/4/30		
53	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】特別措置による使用料の減額(P. 90)	●		○				今後、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30		
54	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】使用料の減免の検討及び適用(P. 91)	●		○				今後、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
55	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】統一的な見解による使用料の減免の適用(P. 91)	●		○					「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき、統一的な運用を行っている。 減額の割合は、同要領 第4（3）に定める「前各号に準ずる特別な事情がある」場合と認め、第4（2）アに準じて適用している。 今後、「同要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	
56	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】使用料の減免規定の併用(P. 93)	●						○	減額の割合は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領 第4（3）に定める「前各号に準ずる特別な事情がある」場合と認め、第4（2）アに準じて適用しているものであり、減免規定の併用を行っていない。	都市計画課	2025/4/30	
57	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】通路の利用実態把握(P. 94)	●		○					道路を通り抜けるだけの車両は確認できたが、通過するだけの車両と駐車場を利用する車両の区別は困難であるため、減額については行わないこととした。また、通路としてではなく、駐車場の一部として使用許可した。	都市計画課	2025/9/26	
58	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】法的性質の明確化(P. 99)	●						○	当該公有財産の法的性質については、道路交通法に基づき公安委員会が適切に判断されるものであり、当該公有財産の管理と道路交通法の適用の有無は関係性がないものと考えているため、改めての対応は行わない。 市は、現状の把握など以下に掲げる事項について、福山市財産管理規則に基づきその範囲内で管理している。 ・財産の境界は不明になっていないか。 ・不法に占拠されていないか。 ・使用状況は適正であるか。など	都市計画課	2025/4/30	
59	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】登記簿上の地目(P. 100)	●						○	不動産登記法第37条において「土地利用の方法が登記簿と異なることとなった場合、現況地目に合わせて登記簿上の地目を変更しなければならない」とされているところ、当該公有財産は、施設の駐車場に付帯する通路として整備されており、土地の利用方法は登記簿と一致しているため、改めての対応は行わない。	都市計画課	2025/4/30	
60	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】広く住民が利用可能な行政財産(P. 100)	●						○	当該行政財産は、申請内容を確認し、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、相手方に使用の許可を与えたものであり、広く市民が利用可能であることを周知する必要はない。	都市計画課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
61	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】公有財産は市民共有の財産(P. 101)	公有財産は市民共有の財産であり、市が公共の福祉のために利用させることが前提としてある。行政財産の目的外使用許可については、公序良俗に反しておらず、公平性が確保されていることを市は十分に説明できるようにする必要がある。	●						○	当該行政財産は、申請内容を確認し、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、相手方に使用の許可を与えている。 引き続き、法の趣旨に沿って適切に事務処理を行っていく。	都市計画課	2025/4/30	
62	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】増収を図るための使用料徴収(P. 103)	行政財産の目的外使用許可による使用料は、市の厳しい財政状況の中、貴重な歳入である。所管課は「福山市普通財産（不動産）貸付要領第6第1項」により貸付料を算定するしか方法はないと考え、他の増収を図る方法は全く検討していなかった。行政財産の使用許可においては、取引の経済的実態等を踏まえて、より多くの使用料を徴収できるように努めるべきである。	●			○				当該財産の使用料の算定に当たり、不動産鑑定評価を行うとともに、行政財産目的外使用許可事務取扱要領により、使用料を適正に算定している。	都市計画課	2025/4/30	
63	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】不動産鑑定評価(P. 106)	今後、市税を投入して不動産鑑定評価を依頼することがあれば、国土交通省の不動産鑑定評価基準に記載の賃料を求める手法も検討するべきである。	●			○				今後、土地の使用料算定に当たり、固定資産仮評価を行うことができず不動産鑑定評価を依頼する場合は、国土交通省の不動産鑑定評価基準賃料による評価を行うことも含めて検討することとした。	都市計画課	2025/4/30	
64	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】行政財産としての区分の見直し(P. 108)	Aに使用許可している通路について、「公共用財産」として行政財産に区分することが適切であるかどうかを整理する必要がある。当該通路は普通財産として区分し、施設が撤退することが決定し、市がインフラ整備を行って道路の用に供する施設にすることが確実となったタイミングで、普通財産から行政財産に分類替えることが妥当であると考ええる。	●			○				2025年度（令和7年度）に普通財産に分類替えを行った。また、地方自治法第238条4項の規定に基づき、当該財産は、将来、道路の用に供することが決定した時点で行政財産とする。	都市計画課	2026/9/29	
65	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可 【指摘】行政財産使用料の一括徴収(P. 108)	行政財産の使用料を一括徴収したときに、行政財産の使用料が免除となる根拠規定は存在しない。使用許可書には、使用料を免除と記載するのではなく、徴収済等と記載すべきである。	●			○				今後、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、複数年度分の使用料を一括徴収し、毎年度使用許可証を交付する場合、使用料を免除と記載せず、徴収済等と記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	
66	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】施設案内(P. 109)	福山すこやかセンターのホームページ検索を行うと、最新の施設案内は表示されず、旧施設案内が表示される。福山すこやかセンターの最新の施設案内が表示されるよう、福山市社会福祉協議会と連携する必要がある。	●			○				市ホームページに福山すこやかセンターの施設案内を掲載するとともに、福山市社会福祉協議会が同協議会のホームページに掲載している施設案内も更新された。 引き続き、すこやかセンターの施設案内を更新する場合は、ホームページの掲載について社会福祉協議会と連携していく。	保健部総務課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38			
67	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】福山市社会福祉協議会の収益事業(P. 113)	●					○	福山市社会福祉協議会の事業は、福山市社会福祉協議会の事業報告書、行政財産の使用許可申請等により確認している。そのうち不動産貸付事業は、福山市社会福祉協議会の収益事業として認識しているが、福山すこやかセンター内で事務を行っていないため、使用料の算定に含めていない。	保健部総務課	2025/4/30
68	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】公益上必要と認めた場合の使用料減額(P. 115)	●					○	福山市社会福祉協議会は、地域の福祉ニーズに応じた多様な支援活動を展開し、地域住民との連携や協働を通じて福祉の向上を図り、他の機関や組織では難しい、地域に根ざした総合的な福祉支援を実施する団体であり、特別な事情が認められるため、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4(3)に該当するものと判断し、50%減免を適用している。	保健部総務課	2025/4/30
69	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】社会的弱者のセーフティネットの役割(P. 116)	●					○	行政財産の使用料の減免については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領に基づき業務を行っている。福山市社会福祉協議会は、セーフティネットの役割を始め、地域の福祉ニーズに応じた多様な支援活動を展開し、地域住民との連携や協働を通じて福祉の向上を図り、他の機関や組織では難しい、地域に根ざした総合的な福祉支援を実施されている団体であるため、減免の対象としている。一律に社会福祉法人等であることをもって減免するものではない。	保健部総務課	2025/4/30
70	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】徴収する使用料の再計算(P. 116)	●					○	使用料の算定は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき行い、福山市社会福祉協議会から使用料を徴収している。	保健部総務課	2025/4/30
71	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】福山市普通財産（不動産）貸付要領に準拠した計算(P. 118)	●				○		（措置中）2026年度（令和8年度）中に現行の福山市財産管理規則及び普通財産（不動産）貸付要領について、記載事項の整理を進め、内容の充実を図っていく。	資産活用課	2026/9/29
72	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】公有財産の管理事務の手引に従った事務処理(P. 119)	●				○		2025年（令和7年）5月に福山市財産管理規則に基づき、使用許可報告書を資産活用課に提出した。	保健部総務課	2025/9/26

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
73	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関係(P. 120)	障がい福祉サービス事業を介護保険事業の一部とする保健部総務課の認識は誤りである。障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関係を整理する必要がある。	●					○			包括外部監査人の質問に対して、誤って介護保険事業の中に障がい福祉サービス事業を含めて回答したものの、介護保険サービス事業と障がい福祉サービス事業が異なる事業であることは従前から認識している。	保健部総務課	2025/4/30
74	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】福山市社会福祉協議会の業務内容(P. 123)	施設を所管する保健部総務課は、福山市社会福祉協議会が実施する事業内容を全ては把握しておらず、また事業内容の認識を誤っている。保健部総務課は、福祉総務課と連携しながら、福山市社会福祉協議会の業務内容の把握に努める必要があると考える。	●		○						福山市社会福祉協議会の実施事業については、毎年度事業報告書の提出により、事業内容等を確認している。引き続き、社会福祉法人を所管する福祉総務課とも情報共有をしていく。	保健部総務課	2025/4/30
75	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】社会福祉法人と株式会社の違い(P. 125)	保健部総務課は、社会福祉法人と株式会社の違いを整理して、使用料の徴収対象となるかどうかを慎重に判断するべきである。	●		○						使用料の算定については、社会福祉法人と株式会社の違いは認識しつつ、引き続き、事業内容等を確認する中で、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定していく。	保健部総務課	2025/4/30
76	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】団体と事業内容の整理(P. 126)	福山市社会福祉協議会は、福山すこやかセンターだけでなく、福山市西部市民センターの行政財産も使用している。各所管課は、福山市社会福祉協議会に対する減免について、団体や事業内容に着目して、適用の可否を整理する必要がある。	●		○						福山市社会福祉協議会の使用料の算定については、事業報告書、行政財産の使用許可申請等により事業内容等を確認し、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定している。	保健部総務課 松永市民サービス課	2025/4/30
77	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】福山市社会福祉協議会の駐車位置(P. 128)	旧三吉保育所跡駐車場（第5駐車場）の看板には、福山市社会福祉協議会の駐車位置が明示されておらず、市の公用車のスペースに駐車することになっている。福山市社会福祉協議会と市は別組織であることから、駐車位置は明確にすべきである。	●		○						旧三吉保育所跡駐車場（第5駐車場）の駐車スペースについては、行政財産目的外使用許可書の中にも使用許可場所の図面を添付し、使用許可スペースを明確にしている。 なお、駐車場の案内図については、当該駐車場が来館者駐車場ではなくなったため、2025年度（令和7年度）中に取り替える予定としている。	保健部総務課	2025/9/26
78	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】案内図と看板の表示の相違(P. 128)	旧三吉保育所跡駐車場（第5駐車場）の案内図のうち青色の四画面みの箇所は、看板上の青色の四画面みでは公用車の駐車スペースとなっている。公用車のスペースなのか来館者用のスペースなのかを整理する必要がある。	●		○						旧三吉保育所跡駐車場（第5駐車場）の駐車スペースについては、当該駐車場が来館者駐車場ではなくなったため、その旨明示している。また、看板そのものも、2025年度（令和7年度）中に取り替える予定としている。	保健部総務課	2025/9/26
79	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】駐車場利用台数の実績把握(P. 129)	施設を所管する保健部総務課は、福山市社会福祉協議会が外部の民間駐車場と賃貸借契約を締結している車両台数及び福山すこやかセンターの駐車場利用台数の実績を調査する必要がある。その調査の結果、福山すこやかセンターの第5駐車場に福山市社会福祉協議会が追加で駐車することが可能と判断した場合には、現在の12台分から増台することにより、公有財産の有効活用となり、市の委託費の負担軽減にもつながったと考える。	●		○						財産管理規則に基づき福山市社会福祉協議会から使用許可申請があり、2025年度（令和7年度）からは増台分も含め使用許可している。 今後も、福山市社会福祉協議会と連携をしながら、必要部分の使用許可手続を行っていく。	保健部総務課	2025/9/26

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
80	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②⑤ 福山すこやかセンター 【意見】喫茶室コーナーの使用許可 (P. 133)	福山すこやかセンターにおいて、障がい者の社会参加と就労促進及び福山すこやかセンター利用者の利便に供するため、一般社団法人トータルライフサポートふくやまに対して喫茶室コーナーを使用許可することは意義があると考ええる。一般社団法人トータルライフサポートふくやまの法人格が一般社団法人という理由のみで減免の対象から除外するのではなく、事業の実態に応じて使用料の減免を検討する必要がある。		●					○	喫茶室の使用料は福山すこやかセンター条例で定めており、減免の適用はない。	保健部総務課	2025/9/26	
81	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②⑤ 福山すこやかセンター 【意見】業務委託して行政財産を使用させる場合の根拠規定 (P. 134)	法人に業務委託して、業務の中で行政財産を使用させる場合で、使用料を徴収しないのであれば、要領等に規定を定めたり、仕様書に使用する場所等を予め定めたりすることが望ましいと考える。		●		○				市が発注する業務委託について、契約書又は仕様書等において委託業者の業務実施場所として具体的な行政財産の場所が明示されている場合は、2025年（令和7年）3月31日付け事務連絡「業務委託の実施場所として行政財産を使用させる場合における目的外使用許可等に関する考え方について（通知）」において、使用料納付を不要とするよう通知した。また、福山すこやかセンターにおいても、委託業務の中で行政財産を使用する必要がある場合は、仕様書等に場所を明記している。	保健部総務課 資産活用課	2025/9/26	
82	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②⑤ 福山すこやかセンター 【意見】業務委託して行政財産を使用させる場合の誓約書入手 (P. 134)	株式会社に業務委託して行政財産を使用させる場合に、財産を使用させるにあたっての誓約書を手入することを検討する必要がある。		●					○	委託契約書の締結により、行政財産の使用についても双方の合意が図られていると考えるため、誓約書の徴収等は行わない。	保健部総務課 資産活用課	2025/9/26	
83	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②⑥ エレベーター内広告の使用料 【意見】エレベーター内広告の使用料 (P. 135)	エレベーター内広告の使用料について、原則通りの使用料の算定方法では使用料は低額に設定されることから、使用料の増額を図ることは検討の余地がある。		●					○	エレベーター内広告については、使用料及び広告掲出料を徴収している。使用料は、福山市行政財産の使用料に関する条例及び福山市道路占用料条例に基づき設定しているが、広告掲出料は、実績を基に最低掲出価格を設定し、最も高い価格を提示した者と契約を行っており、既にニーズに応じた価格を受けることができる手法を採用しているため、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
84	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②① 行政財産の貸付料に関する定め 【指摘】行政財産の貸付料の算定額の定め (P. 137)	徴収すべき行政財産の貸付料の額の算定は、福山市財産管理規則で定めるべきである。また、規則を定めるときは、必要な記載事項を漏れなく定めることに留意する必要がある。		●					○	2026年度（令和8年度）中に、行政財産の使用料の額の算定について、例規等で規定する方法を含め検討する。	資産活用課	2026/9/29	
85	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②② 行政財産の貸付け事案 【指摘】用途廃止した行政財産 (P. 137)	行政財産はその用途を廃止したときに、一定の基準を設けて普通財産とするべきである。用途廃止した行政財産を長期間、行政財産のまま管理することは適切ではないと考える。		●					○	原則として、地方自治法第238条第4項の規定に基づき、行政用途を廃止した財産は普通財産とすることとしており、本市独自の基準は設けない。引き続き適正な運用となるよう、関係課への周知等を図っていく。	資産活用課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
86	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②② 行政財産の貸付け事案 【指摘】 契約書の記載誤り (P. 138)	契約書は取引を円滑に行い、トラブルを未然に防ぐために不可欠である。今後の改善策を徹底して、契約書の記載誤りがないようにしなければならない。	●		○					2024年（令和6年）9月20日に、双方合意の下、契約書の訂正を行った。	総務部総務課	2025/4/30	
87	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②② 行政財産の貸付け事案 【指摘】 仕様書における報告漏れ (P. 138)	「市役所本庁舎等内への自動販売機設置に係る財産の貸付け」に係る仕様書は、設置業者を選定するに当たっての参考資料として示すものである以上、契約時期に未報告とならないようにするべきである。	●		○					自動販売機の売上本数について、仕様書の参考資料として示すことができるよう、各施設における事業者への照会時期を統一するとともに、毎年度、総務部総務課から各施設管理者に対して、売上本数の報告を求めることとした。 2024年度（令和6年度）分の売上本数については、2025年（令和7年）6月30日までに報告を受けた。	総務部総務課	2025/9/26	
88	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議 【意見】 合議受付簿の区分 (P. 139)	「行政財産の使用許可」、「行政財産の貸付」及び「普通財産の貸付」は法律上、明確に区分されており、合議受付簿においては区別して管理することが適切である。		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
89	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議 【意見】 「行政財産の貸付け」と「普通財産の貸付け」の区分 (P. 140)	「行政財産の貸付け」を「普通財産貸付合議記録簿」に記載し、備考欄に行政財産である旨を記載しなければ、「行政財産の貸付け」を適正に管理しているとはいえない。今後は、行政財産の貸付として適切に管理する必要がある。		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
90	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議 【意見】 合議受付簿への記録漏れ (P. 140)	組織内でのチェック機能を強化し、合議受付簿は漏れなく正確に作成する体制を整備する必要がある。		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
91	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③① 普通財産の貸付料に関する定め 【指摘】 普通財産の貸付料の算定額の定め (P. 142)	徴収すべき普通財産の貸付料の額の算定は、福山市財産管理規則で定めるべきである。	●			○				（措置中）2026年度（令和8年度）中に現行の福山市財産管理規則及び普通財産（不動産）貸付要領について、記載事項の整理を進め、内容の充実を図っていく。	資産活用課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
92	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【指摘】貸付料を無償とする所管課の判断(P. 143)	●				○		松永地域における公共施設の整備状況を踏まえ、現在、当該土地の有効活用を検討している。貸付料徴収をはじめとする維持管理に係る課題を整理し、松永地域全体の地域活性化に資するよう、今後の方向性を早期に決めるよう取り組む。	松永市民サービス課	2026/9/29		
93	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【意見】実際に適正に運用されるための体制強化(P. 144)	●				○		所管課において解釈に疑義が生じた場合は、ヒアリングシートにより資産活用課に相談する仕組みが既に構築されており、引き続き適切に連携を図る。	松永市民サービス課 資産活用課	2025/9/26		
94	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【意見】法令の知識習得(P. 145)	●		○				公有財産の取扱いに関しては、既に庁内のファイル管理に公有財産管理事務の手引きを掲載し、職員への周知に努めている。今後も、引き続き各部署において既存の法令に関する研修等を活用して、知識習得に努めていく。	資産活用課	2025/9/26		
95	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【指摘】西部多目的広場の貸付けの相手方の限定(P. 146)	●				○		No. 92の検討に併せて課題を整理し、今後の方向性について検討する。	松永市民サービス課	2026/9/29		
96	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【意見】西部多目的広場の利用実績(P. 149)	●				○		No. 92の検討に併せて課題を整理し、今後の方向性について検討する。	松永市民サービス課	2026/9/29		
97	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③② 福山市西部多目的広場 【指摘】公共的団体に該当するかどうかの判断(P. 151)	●				○		No. 92の検討に併せて課題を整理し、今後の方向性について検討する。	松永市民サービス課	2026/9/29		
98	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③③ 財産事務の合議 【意見】貸付地と申請者の住所の混同(P. 152)	●		○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
99	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③③ 財産事務の合議 【意見】「普通財産の貸付け」と「借受」の区分誤り(P. 152)	「普通財産の貸付け」と「借受」は明らかに契約内容が異なる。このような事務処理ミスが発生した原因を分析し、再発防止に取り組むべきである。		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
100	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】駐車場の借り受けの理由(P. 155)	土日祝日のホールでのイベント開催時の駐車場を確保するために駐車場を借り受けたのであれば、駐車場賃貸借契約書には、供用時間は土日祝、利用目的はホールのイベント開催時の駐車場と明記するべきである。	●		○					これまでも土日祝日は西部市民センター利用者の補完駐車場としており、市職員と市の使用範囲を明確にするため、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に使用日は土日祝日であることを記載した。	松永市民サービス課	2025/9/26	
101	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】曖昧な供用時間(P. 156)	市が「駐車場契約における供用時間は、職員の勤務を要しない時間」として駐車場契約を行うことは、市職員個人の「勤務に必要な時間」として利用している時間帯以外の時間帯しか利用できない。このような市職員にとって有利で、市にとって不利な駐車場契約を市は締結してはならないと考える。	●		○					これまでも土日祝日は西部市民センター利用者の補完駐車場としており、市職員と市の使用範囲を明確にするため、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に使用日は土日祝日であることを記載した。	松永市民サービス課	2025/4/30	
102	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】土日祝日のホールでのイベント開催時の駐車場利用実績(P. 157)	土日祝日のホールでのイベント開催時の駐車場として利用実績を確認できる資料がないにもかかわらず、市が継続的に駐車場契約を締結することは問題である。当初の借り受けの理由がなくなっているのであれば、駐車場契約の解約を検討する必要がある。	●						○	補完駐車場は土日祝日における西部市民センター利用者のために必要であることから、契約を行っているものである。	松永市民サービス課	2025/9/26	
103	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】駐車場の借り受けは必要やむを得ない場合に限る(P. 159)	駐車場の借り受けは、必要やむを得ない場合に限るべきであり、駐車場を長期的に借り受けることを前提としてイベントを企画することは適切ではない。長期的に公共施設を運営する観点から、駐車場は自己所有が原則であることを再認識するべきである。	●						○	補完駐車場は土日祝日における西部市民センター利用者のために必要であることから、契約を行っているものである。なお、土日祝日のみ必要なので自己所有は必要ない。	松永市民サービス課	2025/9/26	
104	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】不特定多数の利用者(P. 159)	市税を投入して「西部市民センター利用者の補完駐車場」を借り受ける場合には、不特定多数の利用が前提となる。有料の事業を行うイベント関係者は、近隣のコインパーキング等を利用すれば足りると考える。	●						○	補完駐車場は土日祝日における西部市民センター利用者のために必要であることから、契約を行っているものである。	松永市民サービス課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
105	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】西部市民センターの使用上の注意 (P. 160)	ホームページに掲載の「西部市民センターの使用上の注意について」において、西部市民センターの貸室利用者に対して、貸室の利用時に補完駐車場を駐車場として利用可能であることを明記するべきである。	●		○					2025年（令和7年）4月1日付けでホームページに、西部市民センターを土日祝日に利用する場合、補完駐車場が利用可能であることを掲載した。	松永市民サービス課	2025/4/30	
106	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】交通混雑を防止し交通安全を確保 (P. 161)	大規模行事が行われる際、来庁者用駐車場の台数以上の来場が見込まれる場合は、主催者側において、駐車場の整理等の要員を配置する。交通混雑を防止し、交通安全を確保する観点からはイベントの周知チラシに臨時駐車場を掲載するべきである。	●		○					西部市民センター貸館の土日祝日の使用者に対し、使用許可時に、補完駐車場の位置図を配付するとともに、駐車場の整理については、使用者側で行うよう周知している。	松永市民サービス課	2025/9/26	
107	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】転貸による責任問題 (P. 161)	市が関係するイベント以外の目的で民間団体に駐車場を転貸する場合には、その旨を駐車場賃貸借契約書に定めるとともに責任負担を明確にするべきであると考えます。	●					○		土日祝日における西部市民センター利用者の補完駐車場であり、転貸は行っていない。	松永市民サービス課	2025/9/26	
108	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【意見】民間企業等による駐車場使用例 (P. 162)	市と市職員の現状の駐車場契約の手法は、民間企業等の一般的な駐車場契約の手法と大きく異なる。市は民間企業等の駐車場契約の手法を参考にすることが望ましい。		●				○		西部市民センター利用者の補完駐車場については、必要な期間（土日祝日）について使用できるよう契約を行っているものである。	松永市民サービス課	2025/9/26	
109	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】駐車場の有効利用 (P. 163)	市が「駐車場契約における供用時間は、職員の勤務を要しない時間」として駐車場契約する場合、有効利用することが必要となる。その場合、市職員の勤務に必要な時間以外に、来庁者が使用することは、迷惑駐車としての扱いではなく、許容することになる。	●		○					市職員と市の使用範囲を明確にするため、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に使用日は土日祝日であることを記載した。	松永市民サービス課	2025/4/30	
110	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】補完駐車場の周知 (P. 163)	土日祝日に市民が利用可能な駐車場であれば、その旨を駐車場の看板に明示したり、広報で情報発信したりすることで、広く市民に補完駐車場の存在を周知させるべきである。	●		○					2025年（令和7年）7月に、土日祝日の西部市民センター補完駐車場であることを明記した看板を当該駐車場の敷地内に設置した。 また、2025年（令和7年）4月1日付けでホームページに、西部市民センターを土日祝日に利用する場合、補完駐車場が利用可能であることを掲載するとともに、西部市民センター貸室の土日祝日の使用者に対し、使用許可時に、補完駐車場の位置図を配布し周知している。	松永市民サービス課	2026/9/29	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
111	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】駐車場賃借料の透明性と説明責任(P. 164)	市が契約する駐車場と同一の駐車場を市職員が駐車場契約する場合、公共の資金がどのように使われているかだけでなく、市職員が負担する駐車場賃借料が適切に設定されていることの説明責任を果たすべきであると考え。	●		○						これまで土日祝日は西部市民センター利用者の補完駐車場としており、2025年度（令和7年度）から契約書に使用日は土日祝日であることを記載し、市職員と市の使用範囲を明確にした。	松永市民サービス課	2025/9/26
112	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)① 西部市民センター利用者の補完駐車場 【指摘】駐車場賃借料相当額の返還(P. 166)	市職員と市が同一の敷地の駐車場契約を行っている現状について、市は調査する必要がある。市の調査の結果、今回の事案について不適切であると市が判断した場合には、市が負担する駐車場賃借料相当額を市職員は市に返還する必要がある。	●					○			当該駐車場は、土日祝日の西部市民センター利用者の補完駐車場として適切に契約しているものである。	松永市民サービス課	2025/9/26
113	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)② 職員駐車場 【指摘】東部市民センターの駐車場借り受け(P. 167)	市は東部市民センターでも「駐車場契約における供用時間は職員の勤務を要しない時間」として市が駐車場の借り受けを行っていることについて調査する必要がある。	●		○						調査の結果、駐車場利用は適切に行われていたが、より実態に合わせたものとなるよう、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に市民が補完駐車場として利用できるのは土日祝日であることを記載した。併せて、より多くの市民に利用していただけるよう、2025年（令和7年）4月1日からホームページでの周知も開始した。	東部市民サービス課	2025/4/30
114	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)② 職員駐車場 【指摘】職員駐車場使用規則(P. 167)	行政財産の使用許可は条例事項ではなく規則事項である。市の行政財産の一部を職員の通勤のための駐車場として使用を許可し、使用料を徴収することについて、個別の規則で必要な事項を定めることが必要であると考え。	●					○			市営駐車場は、広く市民に貸し出すものであり、職員に特定した貸出しは行っていない。そのため、個別の規則で必要な事項を定めることは考えていない。	都市交通課	2025/4/30
115	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)③ 市と商工会との共同駐車場 【指摘】賃借料の変更契約書(P. 168)	土地賃貸借変更契約書において、原契約書第2条第1項の賃借料について変更と定めるのであれば、前年の賃借料を当年の賃借料に改めるのではなく、原契約書の賃借料を当年の賃借料に改めるべきである。	●		○						土地賃貸借契約変更契約書（2025年（令和7年）3月27日締結）において、原契約書の賃借料を当年の賃借料に改めるよう記載方法を見直した。	福祉総務課	2025/9/26
116	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)③ 市と商工会との共同駐車場 【指摘】共同で駐車場を借り受ける場合の費用負担(P. 169)	市が別団体と共同で駐車場を借り受けすることは、駐車場で発生する責任問題や費用負担の観点で望ましくないと考える。やむを得ず、市が別団体と共同で駐車場を借り受けるとしても、それぞれの負担金額の算定根拠を明確にするべきである。	●		○						2026年（令和8年）3月30日に、商工会と土地賃貸借の負担割合に関する覚書を締結した。あわせて、土地賃貸借契約書について、覚書に基づく内容に変更した。	福祉総務課	2026/9/29

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
117	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②③ 市と商工会との共同駐車場 【意見】土地の借り受けの解消 (P. 169)	土地の借り受けは、必要やむを得ない場合に限るべきである。駅家福祉センターについて、他に有効活用できる市の施設がないかを検討する余地がある。		●				○		駅家福祉センターについては、現在、北部市民大学としての用途のみとなっており、大学の他施設への移転も含め検討中である。	福祉総務課	2026/9/29	
118	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②③ 市と商工会との共同駐車場 【指摘】公共施設を移転によるホームページの住所変更 (P. 170)	公共施設を旧住所のままホームページに掲載していると、利用者が訪問する公共施設を誤る恐れが生じる。公共施設を移転した場合、速やかにホームページの住所の掲載を修正しなければならない。	●			○				2025年(令和7年)1月21日に旧加茂福祉会館について、ホームページの修正を行った。引き続き、公共施設を移転する場合はホームページを修正するなど適切に周知を行っていく。	福祉総務課	2025/4/30	
119	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②④ 福山すこやかセンター 【指摘】駐車場の借り受けが必要かの判断 (P. 170)	福山すこやかセンターの来館者用駐車場について、利用台数を把握していなければ、駐車場の借り受けが必要かどうかの判断ができない。駐車場利用台数の実績を把握する必要がある。	●			○				駐車場利用台数に限りがあり、満車により駐車ができない利用者を減らすため、貸室の予約の際に駐車台数を聞き、把握をした上で調整を行っている。	保健部総務課	2025/9/26	
120	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②④ 福山すこやかセンター 【指摘】貸室の有効活用 (P. 172)	公共施設を運営するにあたっては、事業の安定性等の観点から駐車場を自己所有することが原則である。駐車場の借り受けは、必要やむを得ない場合に限るべきであり、他に活用できる市有財産がある場合には、その有効活用を検討する必要がある。市内には他に多くの貸室があることから、その有効活用により、福山すこやかセンターの来館者用駐車場の借り受けを解消できないかを検討する必要がある。	●					○		福山すこやかセンターは保健、医療及び福祉の増進を図るための拠点施設として、保健所、社会福祉協議会、医師会などの団体が入居し、連携しながら各業務を行っている。駐車場は、貸室だけでなく、保健所及び入居団体の各種業務の来館者利用も多く、第一駐車場だけで賄うことは不可能であり、駐車場の借り受けは必要と考えている。	保健部総務課	2025/9/26	
121	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②④ 福山すこやかセンター 【指摘】市の事業に何らかの形で関わる利用者 (P. 173)	福山すこやかセンター内の団体は、保健・医療・福祉に係る団体であり、市の事業に何らかの形で関わる利用者がほとんどであることにより、来館者駐車場の借り受け負担がない。このような所管課の見解であれば、市の事業に何らかの形で関わる利用者がほとんどであるとして、福山すこやかセンターの事務室の使用料を免除することも検討の余地がある。福山すこやかセンターの事務室について、現状では、福山市社会福祉協議会及び東部地域障がい者就業・生活支援センターのみが行政財産の使用料免除となっていることに関して、考え方を整理する必要がある。	●					○		使用料の減免は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき行っている。	保健部総務課	2025/9/26	
122	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②⑤ 土地の転貸解消 【意見】土地の転貸解消 (P. 174)	市は20年以上に渡って、土地の転貸をおこなっている。早期に転貸解消に向けて取り組む必要がある。	●			○				（措置予定）本使用貸借契約が「町内会が集会所用地を確保するまでの一時使用」とであるという趣旨に基づき、町内会において、土地の確保に向けて努力されているものの、現在に至るまで土地を確保できる見込みが無いことから、2027年（令和9年）3月の次回更新に向けて、できるだけ早期に同町内会を相手方として直接、使用貸借契約を締結してもらうよう働きかけを行っていく。	まちづくり推進課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38			
123	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②⑥ 財産事務の合議 【意見】 借り受け料の表示 (P. 175)		●	○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
124	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②⑥ 財産事務の合議 【意見】 合議受付簿への記録漏れ (P. 175)		●	○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
125	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②⑥ 財産事務の合議 【意見】 借り受け料の記録漏れ (P. 175)		●	○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
126	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②⑥ 財産事務の合議 【意見】 原契約日の表示 (P. 176)		●	○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
127	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 ②① 福山市松永はきもの資料館 【指摘】 予測と実績の比較検証 (P. 179)	●		○				2026年度（令和8年度）の予算要求に当たり、寄附受入れ時の運営経費の見込みと実績を確認した。物価高騰等による状況変化を踏まえ、必要経費を見直し、新年度予算に反映した。	文化振興課	2026/9/29
128	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 ②① 福山市松永はきもの資料館 【指摘】 人件費の区分 (P. 180)	●		○				松永はきもの資料館の臨時職員については、2020年（令和2年）4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴って会計年度任用職員となり、法改正前の臨時職員の賃金及び共済費については、法改正後、それぞれ人件費として報酬及び共済費の区分で予算を計上している。	文化振興課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
129	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)① 福山市松永はきもの資料館 【指摘】長期的な大規模改修等の検討（P. 180）	はきもの資料館運営経費について当時の資料をまとめた後のものを閲覧すると、2016年度以降に継続的に同じ支出と収入があるという仮定のみであり、長期的な大規模改修等は全く考慮に入れていない。松永はきもの資料館のような大規模で、市の負担への影響が大きい行政財産の寄附を受ける場合には、より長期的で大規模改修を含む精緻な予測を行う必要がある。	●		○					2015年度（平成27年度）に策定された福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき、文化施設の維持管理や更新について、2021年（令和3年）3月に福山市文化施設個別施設計画を策定している。当該計画において、はきもの資料館も、大規模改修だけでなく、施設の劣化に応じた修繕も含み、検討しており、計画内容についても適宜見直しを行っている。	文化振興課	2025/9/26	
130	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)① 福山市松永はきもの資料館 【意見】減価償却費の計算（P. 180）	はきもの資料館運営経費について当時の資料をまとめた後のものを閲覧すると、収入と支出のみの予測であり、減価償却費を考慮に入れていない。松永はきもの資料館のような多額の固定資産を保有する場合、減価償却費の損益計算を行うことは検討の余地がある。		●					○	企業会計（複式簿記）による減価償却費の損益計算を行うことは、コスト意識の向上や中長期的な資産管理の強化のためには有効だが、福山市においては官庁会計を採用しているため、会計制度の違いによる事務の負担や人手不足が予測されることから対応できない。	文化振興課	2025/9/26	
131	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)① 福山市松永はきもの資料館 【指摘】公の施設に関する負担付き寄附（P. 186）	負担付き寄附に該当するかどうかは、市と監査人で地方自治法第96条第1項第9号の規定の解釈の違いにより見解が異なっている。土地・建物の寄贈を受けて、公の施設として管理すると、将来にわたって市の財産上の影響が生じることになる。負担付き寄附に該当するかどうかは、寄附の取引内容を行政実例等に形式的に当てはめて検討するのではなく、寄附の実態を踏まえて「財産の取得」に係る財政運営への影響等を考慮に入れて検討するべきである。	●						○	国の通知において、負担付き寄附とは、「寄附に際しての条件に基づく義務不履行の場合において、当該寄附に関する契約を解除しうるもの」であり、松永はきもの資料館の寄附については、負担付き寄附には該当しない。また、負担付き寄附の「負担」に寄附物件の維持管理は含まないとされている。引き続き、負担付き寄附に該当するかどうかは、国の通知や行政実例に基づいて判断するものとする。	文化振興課	2025/4/30	
132	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)② 過去の協定書に基づく土地の寄附 【指摘】過去の協定書に基づく負担付き寄附（P. 187）	市は国の通知や行政実例に基づいて事務処理を行っているものの、過去の協定書に基づき土地の寄附を受ける場合には、当該協定書に反対給付的意味の市の負担を伴う一定の条件が付けられていないかを確認するべきと考える。当該協定書に反対給付的意味の市の負担を伴う一定の条件が付けられてるにも関わらず、負担付き寄附に該当しないと市が判断する場合には、その判断した根拠を文書として保管するべきである。	●		○					2025年（令和7年）7月1日、寄附書の様式に、負担付き寄附に該当しないものについて「この寄附は負担付き寄附に当たるものではありません」と明記することとした。	総務部総務課 都市計画課	2025/9/26	
133	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)② 過去の協定書に基づく土地の寄附 【指摘】寄附の状況を明確にするための体制整備（P. 187）	市が寄附を受けた公有財産の一覧表を確認すると、民間事業者Bから寄附された道路用地が記載されておらず、漏れていた。所管課は寄附の状況を明確し、適切に資産活用課へ協議するべきである。	●						○	当該公有財産は、資産活用課管理の台帳に記載されており、合議も行っているため、改めての対応は行わない。	都市計画課	2025/4/30	
134	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)③ 公有財産管理事務の手引 【指摘】初版の日や改定日の記載（P. 187）	公有財産管理事務の手引は、庁内の共有ファイルに掲載しており、資産活用課だけでなく、公有財産を扱う他の所管課にも周知され、実際に運用されている。いつから手引が適用になっているか及びいつ改正が行われたかを明確にするため、初版の日や改定日を記載するべきである。	●		○					過去の経緯については不明瞭なため、当該手引については、2025年度（令和7年度）当初時点での手引の内容を初版として扱う。今後、手引の内容に変更があった場合は、改訂日を明示することとした。	資産活用課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
135	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)③ 公有財産管理事務の手引 【指摘】寄附の相手方の把握及び金額を把握できる体制の構築(P. 188)	市の公有財産の手引に従い、土地・建物にかかる寄附データについては、合議簿などにより漏れなく資産活用課において把握する体制の構築を検討するべきである。	●		○						財産管理規則第9条により、寄附（財産の取得）については当課に合議する体制は構築できている。引き続き、遺漏なく把握するよう努める。	資産活用課	2025/9/26
136	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)④ 寄附のお願い 【指摘】寄附のお願い(P. 189)	本来、寄附というのは、法人の意思で自由に行われるものであり、市が土地の寄附をお願いするのは控えるべきである。	●					○			土地の寄附受納に当たっては、相手方に対して強制的なお願いとならないよう、また、市民に不快感、不信感を与えないよう留意して対応している。	東部地域振興課	2025/4/30
137	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)⑤ 公園本体と法面の寄附 【意見】公園本体と法面の一体管理(P. 189)	公園は本体と法面を一体として利用するものである。公園の本体部分は帰属、公園を支える法面（下）部分は寄附として取り扱うこと自体は問題ないが、一体的に帰属により公園を引き受けることが望ましいと考える。		●	○						公園の帰属については、一体的に引き受けることを基本としている。今後も基本のとおり、適切な事務処理を行っていく。	公園緑地課	2025/4/30
138	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)⑥ 文書保存 【意見】文書保存(P. 190)	土地・建物は長期的な利用を前提とすることから、寄付関係書（一般）の10年保存の扱いでは支障が生じる場合がある。土地・建物の寄附を受けたときは、現金による寄附とは異なり、財産に係る事項であることから、保存年限等の整理ができないかを検討する必要がある。		●	○						2025年（令和7年）2月に、各課が保存年限を設定するために参照している「共通文書分類表」について、ここに記載されている保存年限等はあくまで一例であり、各課において適切に判断することについての注意書きを記載するよう見直した。	情報管理課	2025/4/30
139	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)① 状況を確認できていなかった原因を再確認 【指摘】状況を確認できていなかった原因を再確認(P. 192)	長期間にわたり、状況の確認を行っていなかったことは問題である。状況を確認できていなかった原因を再確認し、同様の事案が発生しないよう対策を講じるべきである。	●		○						経過のある事案については、担当者間の引継ぎの徹底及び上司との事案の共有を図り、課全体で問題意識を持って解決に取り組んでいく。 また、資産活用課においても各課から状況の報告を求め全庁の状況を把握する中で、各課での取組を促していくこととした。	資産活用課	2025/9/26
140	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)② 看板の設置、不法占有状態の解消 【指摘】看板の設置(P. 193)	土地の整理を行った際には看板などにより市所有の土地であることを明示しておくべきである。市所有の土地であることが明示されていれば第三者による無権限での占有開始を防ぐことができるし、仮に占有を開始された場合であっても看板の撤去などにより早期にその状況に気づくことが可能となる。	●		○						現時点で課題があり、相手方と調整中の土地を除き、今後、土地の整理を行った場合には、看板等を設置し、市所有の土地であることを明示することとした。	保育施設課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等 内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
141	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)② 看板の設置、不法占有状態の 解消 【意見】不法占有状態の解消 (P. 193)	占有開始時が不明である以上、一日も早く払い下げあるいは占有解消により不法占有状態を解消していくべきである。不法占有状態の継続により取得時効成立の可能性が高まるので、一日も早く不法占有状態を解消するため対応するべきである。		●				○	2025年度（令和7年度）現地確認を行い、現在は不法占有に至った原因の特定に向けて具体的な調査を進めている。2026年度（令和8年度）中の調査完了に向けて引き続き取り組む。	保育施設課	2026/9/29		
142	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)③ 水路利用継続の意向確認 【意見】水路利用継続の意向確認 (P. 193)	早期に社会福祉法人に対して水路利用継続の意向確認をしたうえで占有解消に向けて対応するべきである。まずは水路利用についての現状を正確に把握するべきである。		●	○				2025年度（令和7年度）から2026年（令和8年）6月にかけて改めて調査したところ、本件に係る蓋掛けについては、水路転落事故防止のために市が設置したものであることが判明し、以前から占有状態となっていないことを確認した。	保育施設課	2026/9/29		
143	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)④ 隣地所有者との間で境界確認、 時効成立の阻止 【意見】隣地所有者との間で境界確認 (P. 194)	分筆時には隣地所有者との間で境界を確認しておくべきである。今回の占有の経緯の詳細は不明であるが、分筆時に境界を明確にしておけば防ぐことができた可能性があると考えられる。		●	○				2025年（令和7年）12月に境界確認を行い、占有状態を解消した。	多様性社会推進課	2026/9/29		
144	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)④ 隣地所有者との間で境界確認、 時効成立の阻止 【意見】時効成立の阻止 (P. 194)	時効成立を阻止するために早期に占有者から承認（民法147条3号）を取得するべきである。占有が長期化している可能性が高いので、早期に占有者との間で時効中断のための承認書面を取り交わすべきである。		●	○				2025年（令和7年）12月に境界確認を行い、占有状態を解消した。	多様性社会推進課	2026/9/29		
145	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)⑤ 占用許可申請 【指摘】占用許可申請 (P. 195)	占用許可の期限が切れたタイミングで、福山市が再度占用許可を申請しないのであれば占用物を撤去してもらう必要があるべく占有者に対して指導するべきである。	●		○				現在は、占用期間が満了し、原状に回復することが不適当と認めたときを除き、占有者に原状回復するよう指導している。	松永建設産業課	2025/9/26		
146	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)⑥ 不動産取得時の境界 【指摘】不動産取得時の境界 (P. 195)	今後、新たに福山市が不動産を取得する際には、境界を明確にするべきである。本件土地については、昭和48年に公有水面埋立により新たに生じた土地で、その際に土地の境界は確定していたものの、現地に境界を明示する標識等により境界が明確であれば隣地所有者も駐車場利用地について無権限で利用しようとする可能性は低いし、またもし過失により不法占有状態が生じていた場合であっても早期発見が可能であったはずである。	●		○				現在、市で新たに不動産を取得する際には、登記簿や地図・公図等を基に土地所有者と境界を確認した上で、測量により境界の座標を取得するとともに、現地へ杭や鋺を設置し、境界を明確化している。	土木管理課	2025/4/30		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38			
147	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 ③⑦ 不法占有事案の早期解決 【意見】不法占有事案の早期解決 (P. 196)		●	○				不法占有事案が判明した場合には、市民の財産を適正に管理するため、道路法や福山市法定外公共物管理条例などに基づき、早期解決に向け不法占有物件の撤去や返還などは正指導に取り組んでいる。	土木管理課	2025/4/30
148	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 ③⑧ 公園内にごみステーションを無許可設置（不法占有） 【指摘】公園内におけるごみステーションの設置（所管課の了解） (P. 197)	●		○				公園へのごみステーションの設置申請については関係課との連携を行うこととした。 なお、公園へのごみステーションの新規設置は認めていない。	東部環境センター	2025/9/26
149	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 ③⑨ プレジャーボート 【意見】プレジャーボート (P. 198)		●	○				未申請の1艇に対し、電話、督促状郵送、訪問などを繰り返し行っており、全艇許可を目指し対応している。	港湾河川課	2025/9/26
150	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 ②① 指定管理者業務の評価 【指摘】指定管理者業務の評価 (P. 200)	●		○				指定管理者業務の評価に当たっては、2025年度（令和7年度）に改定された「福山市指定管理者制度に係る導入及び運用に関する指針」に基づき、同年度から利用者アンケートを含めたモニタリング調査を実施することとした。実施に当たっては、指定管理者の自己評価について施設所管部署が評価し、評価結果は公表する。第三者評価については、調査結果を踏まえ必要性を検討する。	観光戦略課	2025/9/26
151	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 ②② 指定管理者業務の目標値設定 【意見】指定管理者業務の目標値設定 (P. 201)		●	○				指定管理者と契約締結した2026年（令和8年）3月11日付け「福山市立動物園の管理に関する基本協定書」において、「来園者数」を目標値として設定した。	観光戦略課	2026/9/29
152	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 ②③ 個別施設計画について 【指摘】個別施設計画の対象施設 (P. 201)	●		○				個別施設計画における対象施設については、建物ごとに区分することとした。その区分ごとの劣化度の評価については、2026年（令和8年）3月までに実施するとともに、改修計画等については、本市動物園が加盟する日本動物園水族館協会による動物福祉評価を2029年度（令和11年度）までに受ける予定であり、その評価をもって検討する。	観光戦略課	2025/9/26

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
153	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 (2)③ 個別施設計画について 【意見】トータルコストの低減効果の明記(P. 201)	観光施設個別施設計画において、改築中心の場合のコストと、個別施設計画を実行した場合のコストを比較し、トータルコストの低減効果を定量的に示すことが望ましい。		●					○	「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」では、公共施設全体で長寿命化に取り組むことによりトータルコストの縮減が見込まれることから、長寿命化を基本としている。「観光施設個別施設計画」は、上記の基本方針に基づく計画であるため、個別の縮減効果を改めて示す必要はないと考える。	観光戦略課	2025/9/26	
154	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 (2)④ 建物の定期点検 【指摘】点検結果の保存(P. 202)	過去どのような点検が実施され、当時の状態がどのようなものであったかを記録するためにも、建物ごとに点検結果を保存する必要がある。また、建物固有の点検項目を設定するなど、建物の特性に合わせてチェックシートをカスタマイズすることが望ましい。	●		○					2025年（令和7年）4月から、建物ごとの安全点検チェックシートに基づき点検結果を保存するとともに、必要に応じてカスタマイズすることとした。	観光戦略課	2025/9/26	
155	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 (2)④ 建物の定期点検 【指摘】点検対象(P. 202)	動物園の維持管理という観点では、一般的な建物の点検項目だけではなく、飼育環境の維持に必要な構築物や空調等の設備も点検対象とすべきである。また、点検が指定管理者において実施される場合にも、施設所管部署として施設状況を把握する必要がある。	●		○					2025年（令和7年）4月から、飼育環境の維持に必要な構築物等も点検するとともに、指定管理者において実施した点検結果は施設所管部署として把握することとした。	観光戦略課	2025/9/26	
156	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 (2)⑤ 指定管理者業務の第三者への委託について 【指摘】指定管理者業務の第三者への委託(P. 203)	同一業者と長期的に随意契約を繰り返している場合には、指定管理者の事業評価の実施時、もしくは再委託に関する承認手続において、価格の適正性が確保されているかについて確認する必要がある。	●		○					地方公共団体の契約に準じた手続を取るよう指定管理者に指導し、2026年度（令和8年度）の再委託に関する承認手続において妥当性を確認した。	観光戦略課	2026/9/29	
157	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 2 動物園 (2)⑥ 動物園友の会 【指摘】動物園友の会(P. 203)	動物園友の会の会員に対する入園料の免除について、相当の理由があるとは認められないため、免除対象とすべきではない。	●					○		動物園友の会員に対する入園料の取扱いについては、2026年度（令和8年度）中に整理する予定である。	観光戦略課	2025/9/26	
158	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 (2)① 使用料 【意見】使用料の算定方法(P. 204)	「使用料等に関する基本方針」に従って、適正と考えられる火葬料を算出すべきである。すぐに料金を改定しないにしても、現在の料金設定がどのような状況にあるのかを把握する必要がある。		●	○					2025年度（令和7年度）に「使用料等に関する基本方針」に従って火葬料を算出し、現在の料金設定の状況について把握を行った。引き続き、料金設定の実態の把握に努め、その結果を踏まえながら、適正な料金設定について検討を行っていく。	市民生活課	2026/9/29	
159	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 (2)① 使用料 【意見】使用料の改定(P. 205)	少なくとも3年～5年で定期的に利用料金の改定について検討し、改定に至らない場合でも検討過程についての記録を保存する必要がある。		●	○					定期的（5年程度毎）に利用料金の改定について、検討を行い、検討内容、過程等の記録を保存することとした。	市民生活課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
160	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 ②② 事業報告書の確認 【指摘】事業報告書の確認 (P. 206)	指定管理者から提出された事業報告書について、内容を十分に確認し、異常な報告があった場合には原因を確認し、適切に対処する必要がある。	●		○					指定管理者から提出された報告書について、複数名で内容の確認を行うとともに、異常な報告があった場合には、指定管理者に状況を確認し、適切な対応を行っている。	市民生活課	2025/4/30	
161	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 ②③ 燃料の発注先 【意見】燃料の発注先 (P. 206)	燃料等の発注についても、地域経済の活性化及び市内業者の振興の観点から、極力市内業者に発注するよう取り決めを行うことが望ましい。また、施設所管部署として、発注先が適切な業者であるかについて確認する必要がある。		●	○					2025年度（令和7年度）に行う指定管理の更新に係る仕様書に、発注先を原則市内業者とする旨の記載を行った。	市民生活課	2025/9/26	
162	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 ②④ 葬祭会館の利用率 【意見】葬祭会館の利用率 (P. 207)	葬祭会館等の利用率が著しく低いため、市有施設として葬祭会館を維持することの意義について整理し、施設の方向性を早急に決めることを期待する。		●		○				（措置中）2026年（令和8年）6月に策定した福山市中央斎場再整備基本計画において、葬祭会館については規模の縮小又は廃止の方針を示しており、2026年度（令和8年度）中に、福山市中央斎場再整備の事業手法を検討する中で、規模を含めた葬祭会館のあり方について検討する予定としている。	市民生活課	2026/9/29	
163	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 ②⑤ 上御領上組地区民運動広場の土地賃貸借契約 【指摘】上御領上組地区民運動広場の土地賃貸借契約 (P. 207)	上御領上組地区民運動広場の土地賃貸借契約を継続する必要性について、所管部署で十分な検討がされたことを確認することができなかった。現在の利用状況を確認し、広場を維持する必要性があるのであれば土地を取得することを検討し、維持する必要性が乏しいのであれば土地の賃貸借契約を解約し、土地を返却することを検討する必要がある。また、契約書の内容について合理的な契約となっているか再度検討する必要がある。	●			○				（措置予定）2025年度（令和7年度）に上御領上組地区民運動広場の利用状況の確認を行った。 2026年度（令和8年度）中に、これまでの経過等を踏まえ、契約者と土地賃貸借の今後の契約継続について協議を行う予定としている。	市民生活課	2026/9/29	
164	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター ②① 個別施設計画 【意見】背景及び目標 (P. 210)	庁舎等個別施設計画に、長寿命化計画策定の背景と目的を記載する必要があると考える。		●					○	庁舎等個別施設計画は、福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき策定している。 当該基本方針において、背景や目標、インフラ施設の再整備の進め方などを定めており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
165	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター ②① 個別施設計画 【意見】庁舎等の目指すべき姿 (P. 210)	庁舎等個別施設計画に、行政施設の目指すべき姿を記載する必要があると考える。		●					○	庁舎等個別施設計画は、福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき策定している。 当該基本方針において、施設類型ごとの方針を定めており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
166	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター ②① 個別施設計画 【意見】行政施設の運用状況・活用状況等の実態 (P. 210)	庁舎等個別施設計画に、行政施設の運用状況・活用状況等の実態について記載する必要があると考える。		●					○	庁舎等個別施設計画の別紙4「施設カルテ」において、施設の運用状況を含めた基本情報等を記載しており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38			
167	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)① 個別施設計画 【指摘】実施計画(P. 212)	●					○	庁舎等個別施設計画の策定時に改修計画があるものについては、別紙3「実施時期・対策費用」に記載しており、これらは、長寿命化を見据えた個別施設の対策方針と合致している。別紙3「実施時期・対策費用」の更新は、優先順位、社会経済情勢の変化や施設の状態等を踏まえ、適宜行うこととしている。	総務部総務課	2025/9/26
168	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)① 個別施設計画 【意見】計画の更新(P. 212)		●				○	庁舎等個別施設計画の計画内容については、社会経済情勢の大きな変化や施設の状態の変化に応じて、適宜見直しを行うこととしているが、施設の移転等を行った場合、新施設の様子は把握できているとともに、当面は改修等が不要となる場合があることから、必ずしも内部資料である個別施設計画をその都度修正する必要があるため、対象施設の変更のみを契機とした見直しは行わない。	総務部総務課	2025/9/26
169	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)② 使用料 【意見】使用料の算定方法に関する規定の整備と料金改定にかかる計画の策定(P. 213)		●				○	使用料の算定方法の明文化及び料金改定の計画策定については、措置を行うかどうかも含め、引き続き検討する。	北部市民サービス課 神辺市民サービス課 沼隈支所	2026/9/29
170	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)② 使用料 【意見】温水プールの料金設定(P. 215)		●				○	料金の改定については、措置を行うかどうかも含め、引き続き検討する。 また、市外利用者料金の設定については、条例、規則、使用料等に関する基本方針いずれにも設定できる旨の記載がないため、設定する上での割増率等の計算根拠がない。使用料に関する基本方針についても、「市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができる」旨を明記することが望ましいと監査意見があるので、基本方針の措置内容対応後に市外利用者料金を検討する。	沼隈支所	2026/9/29
171	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 5 生涯学習プラザ (2)① 個別施設計画にかかる情報の共有 【指摘】個別施設計画にかかる情報の共有(P. 216)	●			○			計画について、施設所管課内で周知した。 点検結果や工事履歴等の情報や中長期的な大規模改修など、計画に反映させていくこととした。	中部地域振興課	2025/9/26

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
172	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 6 文化ホール (2)① 指定管理者業務の評価 【意見】指定管理者業務の評価 (P. 218)	指定管理者業務の評価にあたって、評価の根拠についても記録する必要がある。また、指定管理者の自己評価について施設所管部署が評価する運用を期待する。さらに、外部委員会等による第三者評価についても検討していただきたい。		●	○					指定管理者業務の評価に当たっては、2025年度（令和7年度）に改定された「福山市指定管理者制度に係る導入及び運用に関する指針」に基づき、同年度から利用者アンケートを含めたモニタリング調査を実施することとした。実施に当たっては、指定管理者の自己評価について施設所管部署が評価し、評価結果は公表する。第三者評価については、調査結果を踏まえ必要性を検討する。	文化振興課	2025/9/26	
173	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 ふくやま文学館 (2)① ホームページの観覧料免除対象者の表記 【指摘】HPの観覧料免除対象者の記載 (P. 220)	ふくやま文学館HPの利用案内が、観覧料の免除対象者を誤認させる表記となっていた。	●		○					ふくやま文学館ほか3館のホームページ上の入館料の減免対象者に係る表記を一部修正した。 【対応状況】 ふくやま文学館：2025年（令和7年）3月26日対応済 ふくやま美術館：2025年（令和7年）3月26日対応済 松永はきもの資料館：2025年（令和7年）3月31日対応済 鞆の浦歴史民俗資料館：2025年（令和7年）3月26日対応済	文化振興課	2025/9/26	
174	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 7 ふくやま文学館 (2)② 企画展示室の利用 【意見】企画展示室の利用 (P. 220)	ふくやま文学館の魅力を向上させるため、企画展示室の貸館以外の利用方法について検討していただきたい。		●	○					企画展示室は、文学館が企画する特別展・企画展の開催期間の前後に準備・片付けのための期間を要し、年間で約250日以上稼働している状況である。それ以外の使用可能日における一般利用については、2025年（令和7年）3月から施設予約システムを導入することで空き状況の閲覧や予約が可能な環境にしている。	文化振興課	2025/9/26	
175	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 8 福山夜間成人診療所 (2)① 常勤スタッフ確保の要否 【意見】常勤スタッフ確保の要否 (P. 221)	福山夜間成人診療所及び実際運営に携わる指定管理者においては、安定的な継続運用となるよう常勤スタッフ確保の要否について検討いただきたい。		●	○					スタッフの確保については、指定管理の条件としてしているところであり、引き続き指定管理者である一般社団法人福山夜間成人診療所共同事業体と連携を図っていく。	保健部総務課	2025/9/26	
176	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 8 福山夜間成人診療所 (2)② 福山夜間成人診療所の利用促進策 【意見】福山夜間成人診療所の利用促進策 (P. 222)	福山夜間成人診療所の利用促進策として、夜間成人診療所の存在を広く知っていただく広報活動を積極的に行っていただきたい。		●	○					存在を広く知ってもらえるような広報活動のため、福山市及び福山市医師会等のホームページへの掲載や、各医療機関においてもチラシを掲出するなどの広報活動を行っている。引き続き指定管理者である一般社団法人福山夜間成人診療所共同事業体と連携を図っていく。	保健部総務課	2025/9/26	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	113	74	115	20	19	38					
177	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 9 リムふくやま（エフビコRiM） (2)① 再生計画の設定 【指摘】再生計画の設定(P. 223)	2階と3階の活用に向けては、RiMの利用可能年数を考慮に入れた上での再生計画を設定する必要がある。	●					○	新たなフロア活用の検討に当たり、サウンディング調査を実施した結果、フロア運営の意向を示す企業からは、3階を含めると工事期間が長くなることや改修工事費等の初期投資が高額となるため、2階のみを活用したいとの希望があった。また、テナントとして入居の意向を示す企業からは早期に入居したいとの希望があった。これらの意見を踏まえて2階のみの活用が合理的と判断し、3階は当面活用しないこととした。RiM再生では、建物の利用可能年数を前提とした活用ではなく、需要に応じて段階的に更新を行う手法を採用している。そのため、RiM2階運営事業者への貸付期間の上限である2037年（令和19年度）を当面の利用期間として、個別施設計画を更新する。	福山駅周辺再生推進課	2025/9/26	
178	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 10 深津市営住宅及び港町市営住宅 (1) 修繕実績 【意見】小規模な修繕工事の実績についても整理(P. 224)	小規模な修繕工事についても、さらなるコスト縮減の可能性を検討する目的から、一度小規模な修繕工事の実績についても整理されてはどうか検討いただきたい。	●		○				2024年度（令和6年度）分の小規模修繕について、既に着手しており、2025年度（令和7年度）末までにデータを整理する。	住宅課	2025/9/26	
179	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 10 深津市営住宅及び港町市営住宅 (3)① 市営住宅の建替え、維持管理、用途廃止などの情報提供について 【意見】市営住宅の建替え、維持管理、用途廃止などの情報提供について(P. 225)	次の改定時期となる2025年度中の公表に向けて既に策定に着手している福山市住生活基本計画では、今後の市営住宅のあり方や老朽化した市営住宅の建替え、維持管理、用途廃止などの考え方についての説明を行い、事業が円滑に実施できるよう市民に分かりやすい情報提供を実施していただきたい。	●			○			（措置中）2026年（令和8年）6月に策定した福山市住生活基本計画では、将来的な市営住宅等の需要を踏まえ、目標年次（2035年度）における目標管理戸数を定め、ホームページで公表した。 また、2026年度（令和8年度）中に策定予定の福山市市営住宅等再整備計画では、今後の市営住宅等のあり方や管理方針などを定め、策定後はホームページなどで公表する予定としている。	住宅課	2026/9/29	
180	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 10 深津市営住宅及び港町市営住宅 (3)② 全体額抑制に向けた対応 【意見】全体額抑制に向けた対応(P. 226)	市では、予算内での執行となるよう、空き室改修を行う部屋の選定基準を見直すなどのトータルコストの低減に努めているが、全体額の抑制の観点からは全体の管理戸数を減らすなど更なる対応をすすめていただきたい。	●		○				老朽化した住宅の除却を順次進めており、管理戸数は減少している。 2026年（令和8年）6月に策定した福山市住生活基本計画では将来的な市営住宅等の需要を踏まえ、目標年次（2035年度）における目標管理戸数を定めた。引き続き、市営住宅の適正管理に努める。	住宅課	2026/9/29	
181	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 10 深津市営住宅及び港町市営住宅 (3)③ 連帯保証人の設定について 【意見】連帯保証人の設定について(P. 226)	連帯保証人の設定については、各自治体の裁量とされるが、保証人を免除している自治体もあるなど、その対応に差が見られる。 市の連帯保証人の免除規定は、連帯保証人を確保できない旨の申し出があれば、幅広く柔軟に申請者に対し適用できる規定となっている。引き続き、申請者に寄り添った運用となるようつとめられたい。	●		○				国の通知を受けて保証人の免除規定を設けるなどの対応を行っており、これまでに保証人がいないことを理由に入居を断った事例はない。引き続き、申請者に寄り添った運用となるよう努めていく。	住宅課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						措置等内容	所管課	公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない					
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		113	74	115	20	19	38					
182	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 11 市営駐車場 (2)① 市営駐車場中長期保全計画の策定 【意見】市営駐車場中長期保全計画の策定(P. 227)	2031年度までの10年間より先の将来も見通しての市営駐車場中長期保全計画の策定によって、ライフサイクルコストの管理・縮減につなげるとともに、経営戦略への落とし込みまで対応いただきたい。		●	○					2026年（令和8年）3月に、総務省の経営戦略策定・改定ガイドラインに基づき市営駐車場中長期保全計画（2023～2057）を更新し、経営戦略の改定を実施した。	都市交通課	2026/9/29	
183	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 11 市営駐車場 (2)② 指定管理業務モニタリングの実施時期 【意見】指定管理業務モニタリングの実施時期(P. 228)	2023年度指定管理業務モニタリングの実施は、可能な限りタイムリーに実施すべきである。本事例では、事業年度終了後6か月以内の2024年9月までに完了が望ましく、見直すべきと考えられる。		●	○					2024年度（令和6年度）指定管理業務モニタリングの実施は、2025年（令和7年）8月20日に実施した。2025年度（令和7年度）以降の指定管理業務については、適切な時期に実施していく。	都市交通課	2025/9/26	
184	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 12 内海老人デイサービスセンター、内海生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） (2)① 生活支援ハウス指定管理料の消費税の取扱い 【指摘】生活支援ハウス指定管理料の消費税の取扱い(P. 229)	生活支援ハウスの管理に関する協定書において、指定管理料は非課税である旨を記載する必要がある。		●	○					生活支援ハウスの管理に係る指定管理料は非課税の取扱をしているが、協定書に記載していなかったため、2025年度（令和7年度）の協定書において、指定管理料が非課税である旨を明記した。	高齢者支援課	2025/4/30	
185	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 12 内海老人デイサービスセンター、内海生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） (2)② 遮熱対策の強化 【意見】遮熱対策の強化(P. 230)	3 F 交流サロンはガラス窓のある陽当たりのよい場所であるが、施設内での熱中症リスクを排除することは必要な対策であり、遮熱対策を検討いただきたい。		●	○					既設のロールカーテンを活用するとともに、エアコンを適宜使用することで、遮熱対策としている。	高齢者支援課	2025/4/30	
186	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 13 福山市瀬戸老人福祉センター (2)① 消費税に関する契約書記載 【指摘】消費税に関する契約書記載(P. 231)	社会福祉施設に係る指定管理料の取引内容について消費税は非課税である。消費税に関する契約書記載を見直す必要がある。		●	○					老人福祉センターの管理に係る指定管理料は非課税の取扱をしているが、協定書に記載していなかったため、2025年度（令和7年度）の協定書において、指定管理料の取引内容について、消費税が非課税である旨を明記した。	高齢者支援課	2025/4/30	
187	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 13 福山市瀬戸老人福祉センター (2)② 老人福祉センターのあり方の整理 【指摘】老人福祉センターのあり方の整理(P. 232)	市が高齢者に対して支援する目的や内容も見直していく必要があり、老人福祉センターのあり方を整理する必要がある。		●				○		老人福祉センター1施設（神辺老人福祉センター）については、交流館整備に合わせて、多世代が交流する複合施設へ集約することとした。 その他の老人福祉センター4施設については、引き続き、施設保有量の適正化に向けた取組を進めていく中で、在り方を検討する。	高齢者支援課	2026/9/29	